

提出された意見等の概要

案件名 中播磨(市川流域圏)地域総合治水推進計画(案)
 意見等募集期間 平成26年2月13日(木)～平成26年2月26日(水)
 意見等提出件数 14件(7人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
全般	近年、台風などによる雨の降り方が激しくなっており、これまでの治水対策をより充実させる推進計画にして欲しいと思います。	1	【盛り込み済み】 「はじめに」にも記載しているように、本計画は、これまでの治水対策「ながす」「ためる」対策と「そなえる」対策を加えた総合的な治水対策であり、その中で、「ながす」については、河川整備計画、各市町の下水道計画に基づき対策を進めることをP50～57に記載しています。
	そのためには、どのような豪雨に、どのような対策がどの程度有効で、どのような効果があるのかをわかりやすく県民に提示して欲しいです。	1	【修正】 河川下水道対策については、P50～57に記載しているが、ご意見を踏まえP51に各水系の河川整備計画の計画規模(どのような雨に対する計画か)を追記しました。また、「ためる」対策の効果については、モデル地区を対象に「参考資料の参-6～9、概要版P7～8に記載していますが、ご意見を踏まえ、概要版に記載のイメージ図を本編の参-6、参-8にも記載しました。
	予測が難しい局所豪雨も増えています。日頃からの「ためる」や「そなえる」がとても大事だと思います。概要版で見ると、その部分について「私たち県民は何をするのか」、「何を心がけるのか」をもう少しわかりやすく書いて欲しい。	1	【修正】 総合治水条例の基本理念(行政と県民との協働)がより理解できるよう、概要版P1「はじめに」の下から2行目を「・・「そなえる」を組み合わせ、県・市町・県民が相互に連携しながら協働して推進していく総合的な治水対策をとりまとめたものです。」に修正します。また、本編「はじめに」下から8行目に「・・県民が、相互に連携しながら協働して・・」を追記しました。 また、今後も、中播磨(市川流域圏)地域総合治水計画推進協議会等を通じて、計画のPRを一層推進していきます。
	本計画については、行政主体で計画されているので仕方ないが、総合治水の基本的な理念は地域と行政が一体となって取組むことが重要と考える。 できあがった計画をいかに地域に浸透させ、理解を深めていただくか、今後取組みが重要と考える。 流域対策においては、取組みの主体と受益者が異なっており、いかに取組み主体に対策の必要性をPRできるかが問題となる。	1	
	上流域の農村地域にも本対策に取組んだメリットが実感できたり、具体的なご褒美があると対策が進むのではないかとと思われる。	1	【盛り込み済み】 P48「流域対策の取り組み事例やその効果等について普及啓発を図り」や、P127「モデル地区を設け先導的な取り組み事例や効果等の情報発信を行い」と記載しているように、取り組んだ効果が実感できるよう広報していきます。 また、「具体的なご褒美」については、P126に記載しているとおおり「県及び市町は、市町や県民の取り組みを促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ検討を進める」こととしています。
河川下水道対策 【ながす】	神河町内の越知川、市川の上流地域の川底が浅いので深くして、所どころにダム的な(調節ダム)を造って、水量調整をしてはどうかと思う。	1	【修正なし】 川底は、深い場所に土砂が堆積し易く、ご提案は技術的に困難です。 このため、計画では、『ため池や水田などで雨水を一時的に貯留・浸透させ河川等への流出を抑制する「ためる」対策を推進する』こととしてます。 また、P50に記載のとおり、必要に応じた堆積土砂の撤去により洪水が安全に流下できるようにする等、適切な維持管理を行います。
	一昨年は、越知川の川岸が壊れ、削られ、大変な事になりました。事前に調査し計画的に改修してはと思う。	1	【盛り込み済み】 P50～57に記載のとおり河川下水道対策としては、河川整備計画、各市町の下水道計画に基づき対策を進めることとしており、局所的なボトルネック箇所についても、P50に記載しているように、上下流バランスに配慮しながら必要に応じ適切な対策に努めることを記載しています。 また森林の保全整備につきましてもP90～92に森林の整備及び保全について記載しています。
	森林の保全整備と河川に堆積している土砂等の除却により河床を深くすることも必要。 また、堤防の弱っている所の改修補強も出来る限り早急にしてほしい。 上流での保水力強化は災害防止には不可欠だと思うが川下でしっかりと吸水、流水出来るだけの整備が必要。	1	
	浸水地域に堤防を設ける時は、下流域の影響がないが必ずシミュレーションしてほしい。	1	【修正なし】 ご意見は今後の河川整備の参考にさせていただきます。
流域対策 【ためる】	杉・桧といった樹木を減らして雑木を植林し、保水的な役割を高めてはと思う。今までには同じ様な意見を耳にしましたがなかなか実現出来ていない様に思う	1	【盛り込み済み】 P90～91に、「緊急防災林整備」など森林の整備及び保全について記載しています。
	近年河は、流すだけでは、対応は出来なくなっているのは、確かであり、「貯める」ことは、対策になると思いますが、調整池の設置について1ha以上となっているが、0.5haの開発が2つあった場合の対策は、どうするのか。開発業者は、そのような抜け道をつかい開発します。	1	【修正なし】 総合治水条例第10条で、流出増を伴う開発行為に対し、調整池設置の努力義務を課しており、第11条で、その開発面積が1haを超える場合には、重要調整池設置の届出と設置義務を課しています。総合治水条例の「開発に伴う届出の手引き」では、各々の開発行為が1ha未満である場合でも、一連の開発として計画がなされ、その開発面積の合計が1haを超える場合には、調整池設置の義務が発生する旨を記載しています。 (http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/zyuyou-choseichi.html) なお、計画のP61に記載しているように、姫路市や高砂市では、1ha未満の開発であっても雨水流出抑制施設の設置などを指導しています。
減災対策 【そなえる】	私たちが住む集落の防災について、現在のハザードマップに加え、小さな河川や溪流、また裏山等を含めた集落全体の見回り、点検を行い、その結果をもとにした防災マップ【手作りハザードマップ】づくりの推進は緊急かつ不可欠な課題であると思われます。 当計画案P114に記載がありますが、未作成の市町が多く、必要性についての記載の充実と支援の強化を願うものであります。	1	【修正】 ご意見を踏まえ、P114の9行目を「県及び市町は、住民の防災意識の向上や避難路の周知徹底など大きな役割を担う手作りハザードマップづくりが各地区で広がるよう、研修会の開催等により支援していく。」に修正します。
	夜中にゲリラ豪雨がきたときの対策を確立しておいてほしい。	1	【修正なし】 ご意見は、P118～119に記載している「円滑な避難体制の整備に関する今後の取り組み」の中で、参考にさせていただきます。
	神崎郡内においては河川も多いためいい意味では水の確保が容易だと思う、一方、水源地を守る対策もなければ災害時に一番必要な水の確保が出来ないのでしっかりガードできるような施設整備も必要と思う。	1	【修正なし】 ご意見は、今後の防災に関する水源地保全対策の参考にさせていただきます。